

弁護士法人

都大路法律事務所NEWS

●第44号● 2014. 1

京都市中京区夷川通兩替町西入巴町81番地
TEL075-251-0707 (代) FAX075-251-0506

弁護士 安保 嘉博 弁護士 安保 千秋
弁護士 井土 正明 弁護士 長谷川博啓

MIYAKO OHJI Law Office News



新雪の竹田城趾 (吉田利栄氏撮影)

初春のご挨拶を申し上げます。

南但馬の山城「竹田城趾」を見上げる田舎の村から京都に出てきて40年余。光陰矢の如し、自分でも驚くのですが50代最後の年を迎えます。訴訟、交渉など弁護士業務に打ち込む傍ら、京都民事調停協会会長として調停の利用促進の広報に出かけたり、京都弁護士協同組合理事長として余り得意ではない経済活動にも携わっています。

毎朝の新聞を見て、戦後の経済、社会、法秩序の転換期に健康体で臨むことになった世代として、もう少し頑張らねばと思うこの頃です。

この1年、皆様のご健勝とご活躍をお祈り致します。

代表社員弁護士 あぼ ちひろ 安保嘉博

大学入学のために四国の徳島から京都に出て参りましたが、年を重ねるごとに、日常生活の中に息づく京都の文化の深みに触れる機会が増え、その度に感銘を受けています。また、昨年は、コメンタル作成のための研究者の方々との勉強会、日本弁護士連合会の研修講座の講師としてのDVD撮影、京都新聞社報道審議会委員など、弁護士としても新しい体験の機会を得ました。昨年末は、特定秘密保護法の強行採決に大きな憤りを持ちましたが、私に今できることは、弁護士としての使命を大切に日々の弁護士活動に務めることであると思いを新たにしています。今年もよろしくお祈りします。

代表社員弁護士 あぼ ちあき 安保千秋

《お知らせ》12/28(土)～1/5(日)の間は休業とさせていただきます。1/6(火)から通常業務開始とさせていただきます。

中小企業の再生と「特定調停」

安保嘉博

1 中小企業金融円滑化法終了後の危機にどう対処するか

米国リーマンショックに起因する連鎖倒産を防止するために平成21年に成立したのが中小企業金融円滑化法(モラトリアム法)です。中小企業が金融機関に対して返済猶予等の貸付条件変更を申し出た場合、ほぼ無条件に金融機関側はこれに応じるものとされ、これにより全国で343万企業が倒産を免れ、救済されてきたといわれます。ところが同法は昨25年3月末をもって失効しました。金融庁の指導もあり、しばらくは金融機関が厳しい取立を開始することはありませんでした。今後は徐々に取立が再開される可能性があり、中小企業の倒産防止、再生をどう図るかが今大きな問題となっています。

2 企業再生のための「特定調停」の活用

企業の債務整理、再生の法的手続としては民事再生法があるのですが、大がかりな手続であり500万円以上の裁判費用と時間がかかります。そこで簡易迅速な企業再生の手法として位置づけられているのが「特定調停」です。

特定調停は簡易裁判所で開かれる調停の一種であり債務整理を主目的としています。クレサラなど個人消費者の債務整理に大いに使われてきましたが、企業の再生にも使うことができます。昨年来、日弁連は最高裁や中小企業庁と企業再生に向けた特定調停の活用について協議をしてきましたが、このほど「特定調停利用の手引き」がまとまりました。特定調停を利用した企業再生の利点は、信用保証協会の求償権放棄が可能になる、債権放棄してもらった債務免除益に期限切れ欠損金も充当出来るので節税になる、競売を止められる、債務免除が「貸し倒れとして損金算入」できて金融機関にも有利などです。但し特定調停申立前に、企業において経営改善計画を作成し、金融機関との間で話し合いを持ち、調停で合意が成立する見通しを一定つけてから申し立てることとされています。

3 京都簡易裁判所においても、金融、企業再生の専門家の調停委員を確保し企業再生のための特定調停を円滑に進める体制を作っています。

面会交流について

安保千秋

最近の離婚調停等で幼い子どもがいる場合、争点になるのが、面会交流についてです。面会交流とは、父または母が子と面接し、もしくはそれ以外の方法で親子としての交流を持つことです。民法766条1項では、「父又は母と子との面会及びその他の交流」については、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と明記されています。面会交流の法的性質ですが、権利として認められるのか、認められるとして親の権利か子の権利か議論が分かれています。しかし、いずれの見解も、子の利益・福祉に反する場合には面会交流が許されないとし、面会交流を認める場合には、当事者や子を巡る諸事情を考慮して、面会交流の具体的な内容を判断しています。

調停で面会交流の条項を取り決める場合、①子どもの福祉に適うか。子どもに無理がないか。②当事者が無理なく実施できる内容か。という観点で取り決めます。どの程度具体的に条項を定めるかですが、当事者間で調整が可能な場合は、柔軟なほうが、子・当事者にとっては良い場合が多く、当事者間で調整が不可能な場合は、できるだけ具体的に取り決めるほうが実施がされやすいです。調停で取り決めた面会交流が実施されない場合、間接強制(間接強制金を課すことで心理的圧迫を加え、自発的な履行を促すもの)ができるかどうかについて、平成25年3月28日に最高裁判所で3つの決定がでており、面会交流の日程、場所、子の受渡場所が具体的な場合は、間接強制決定ができることとされています。